

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年第10回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和3年10月25日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時08分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：11人)			
		1	鈴木 宏		
		2	小川 利雄		
		3	市川 大倫		
		5	萩原 勝		
		6	池上 宏		
		8	岡本 勉		
		9	横井 貞夫		
		12	水口 健二		
		17	伊藤 弘子		
	18	栗原 健次			
	事務局	(出席人数：6人)			
		農業委員会事務局次長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 前島 清史	
農地振興担当主査 中澤 ますみ		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2	農地法第5条(知事)：公開		
		日程3	農地法第3条買受適格者証明(委員会)：公開		
		日程4	生産緑地法従事者証明		
		日程5	農地法第3条の3(相続等による権利移動)：公開		
		日程6	農地法第4条(届出)：公開		

	<p>日程 7 農地法第 5 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 8 農地法第 3 条買受適格者証明 (取下願) : 公開</p> <p>日程 9 農地法第 5 条 (届出取消願) : 公開</p> <p>日程 10 違反転用事案報告</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当 :</p>								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>岡本 勉</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>横井 貞夫</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	8	岡本 勉	9	横井 貞夫	12	水口 健二
	議席番号	委員氏名							
	8	岡本 勉							
	9	横井 貞夫							
12	水口 健二								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第10回総会を開会いたします。</p> <p>緊急事態宣言が解除され、状況が少しずつ好転している中ではございますが、今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前に運営委員会を開催し、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（中間管理権） (2) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）（中間管理事業） (3) 生産緑地の取得斡旋について（依頼） (4) 農地法第3条買受適格者証明 取下願の受理について（報告） (5) 違反転用農地の一部改善について（報告） (6) 農業経営収入保険制度の加入促進について (7) 農地法第3条申請時における指導について（ガイドライン策定） <p>以上、7項目について協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <ul style="list-style-type: none"> 日程1 議案第1号 農地法第3条（委員会）、1議案4件 日程2 議案第2号 農地法第5条（知事）、1議案5件 日程3 議案第3号 農地法第3条買受適格者証明（委員会）1議案1件 日程4 議案第4号 生産緑地法従事者証明、1議案1件 <p>となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号8番岡本勉委員、9番横井貞夫委員、12番水口健二委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p>

日程 1、議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 33 番及び 35 番から 37 番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 4 件あったので、審議を求めます。議案書 1 頁をご覧ください。

申請番号 33 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。当該案件は、申請人保有農地に不耕作地があり、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、第 8 回総会からの継続審議案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。本件は第 9 回総会后、不耕作地の作付計画書が提出され、1 年目はレンゲ、白菜を、2 年目以降はいちじくを作付けする計画で、今年の作付けは今月中に始める、とのこと。申請地の作付については稲作を行うとのこと。不耕作地については、事務局職員が 10 月 19 日に現地を行ったところ、作付の形跡がありました。代理人に確認したところ、計画書どおりにレンゲ、白菜を作付けした、と報告がありました。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号 35 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号 36 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、世帯内贈与です。案内図 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 4 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書 2 頁、申請番号 37 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 7 頁、詳細図は 8 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代

わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号33番について、議席番号12番水口健二委員より報告を求めます。

委員

申請番号33番について、継続審査の報告をします。本案件は、先ほど事務局から説明のあったとおり、8月総会からの継続案件です。本件は第9回総会で説明したとおり、聴き取り調査を行いました。作付計画書が未提出のことから継続審議となっておりました。作付計画書は、去る10月8日に申請地である谷原新田の、同月11日には不耕作地だった永沼の分が提出され、申請地では稲作を、永沼では1年目はレンゲ、白菜を、2年目以降はいちじくを作付けする、と記載がありました。代理人の話では、永沼では今月中に作付けを始める、とのことでした。事務局が10月19日に現地調査を行ったところ、何か耕作を開始したような形跡が見受けられたため、代理人に確認したところ、計画書通りレンゲと白菜を作付けした、と報告がありました。このように、計画書の提出、また計画に沿った作付がされたので、問題は解消されたと考えております。

議長

次に、申請番号35番から37番について、議席番号8番岡本勉委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、報告いたします。

申請番号35番について、古谷推進委員、田口推進委員、福山農業委員と私の4名で、令和3年10月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。次に、区域外の申請人の保有農地については担当地区推進委員から農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認した、と報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。

次に申請番号36番、37番について、古谷推進委員、田口推進委員、福山農業委員と私の4名で、令和3年10月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました、と報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。

議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木宏委員より申請番号33番及び35番から37番の事前審査の報告を求めます。
委員	<p>申請番号33番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。継続審査の経過について、担当する水口農業委員の報告を求めたところ、申請地及び不耕作地の作付計画書が提出されました。申請地では稲作を、永沼では1年目はレンゲ、白菜を、2年目以降はいちじくを作付けする、と記載がありました。代理人の話では、永沼では今月中に作付けを始める、と連絡があった、との報告がありました。そのことから作付計画書の提出、また計画に沿った作付がされたので、問題は解消されたと考えている旨、報告を受けました。事前審査当日、代理人から耕運と種まきを行っている写真が提出されたほか、申請地の現地調査を実施したところ、作付計画書どおり白菜の作付と、レンゲの種まきをした場所に消石灰が散布されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。このように、作付計画書のとおり、作付が行われたので、問題は解消されたため、事前審査委員5人の合議により許可と決しました。</p> <p>次に、申請番号35番、36番、37番について、一括で事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請農地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから申請番号35番、36番、37番については、事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号33番及び35番から37番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号 農地法第3条(委員会)について申請番号33番及び35番から37番を許可と決しました。</p> <p>この際、暫時休憩いたします。</p>

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に日程2、議案第2号 農地法第5条（知事）についてを議題といたします。申請番号55番から59番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条（知事）について、許可申請が5件あったので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。

申請番号55番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、社員及び来客用駐車場の設置で、今まで賃借し、使用していた社員42台分の駐車場用地の返却を求められているため、新たに社員用42台分に加え、工場見学者増のため、不足していた来客用駐車場4台分を確保する必要が生じた、とのことです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側及び北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。資金計画については金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号56番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、地区長の排水放流同意書が添付されています。資金計画については、親族からの融資証明書及び金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号57番、使用貸借設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、対象農地である畑の水はけが悪いことから、盛土を行い、優良な畑にするため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後は、大豆、里芋などを作付けする計画です。案内図は13頁、詳細図は14頁から15頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9

か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されていません。該当する土地改良区はありません。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整っていますが、申請者のうちの一人の所有農地に違反地があるほか、二人の所有農地に不耕作地があり、違反地については農業委員及び推進委員から違反事案発見調書が提出されております。この事案は県の農地改良等の取扱いに関する要綱の第4 許可事案1 審査留意事項の(2)申請者の所有・利用する農地には、違反がないこと。また、原則として不耕作地がないこと、によれば不適正な事案と考えております。農地区分は、農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、申請番号58番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車の販売、整備及び修理を行っております。転用計画は、資材置場の設置です。今まで賃借していた車両69台分の資材置場の返却を求められているため、新たな資材置場を確保する必要が生じたものです。返却を求められた土地に車両69台、また社長の自宅建設予定地に36台置いているため、合計105台分を確保する必要がありますが、今回の申請地に29台分を確保し、残りは次に審議いただく申請番号59番の地に置く、との計画です。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、令和3年4月27日公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理の他、集水桝にてU字溝に排水する計画です。資金計画については、申請者の金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁、詳細は議案書のとおり。申請法人は申請番号58番と同一で、自動車の販売、整備及び修理を行っております。転用計画は、資材置場の拡張です。今まで賃借していた車両69台分の資材置場の返却を求められたことから、本社の隣接地に設置拡張するものです。返却を求められた土地に車両69台、また社長の自宅建設予定地に36台置いているため、最低でも計105台分を確保する必要がありますが、コロナ禍が落ち着いた後の事業規模の拡大も見込まれるため、先に説明した申請番号58番の地に29台分を確保し、残り76台分及び事業拡大見込み36台分は、この申請案件の地に置く、との計画です。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、令和3年4月27日公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、

コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、申請者の金融機関の残高証明書が添付されています。事業拡大見込み36台分の敷地を確保したいとのことですが、その根拠が不明確です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号57番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。

申請番号57番について、田口推進委員より、野村推進委員、大塚農業委員、新井農業委員の4名で、令和3年10月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部に遊具が設置されているほか、雑草が繁茂し不耕作となっている農地があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした、と報告がありました。以上のことから問題ありと意見を述べ報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号55番から57番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号57番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、申請地においては農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、担当区域推進委員からの報告のとおり、申請人のうち、1人の保有農地に違反転用、具体的には遊具が設置されていること、その他の申請人2人の保有農地には不耕作地があることも確認しました。先程の事務局の説明にもありまして、申請人の保有農地に違反地がないこと。また原則として不耕作地がないこと、が県の農地改良の要綱にも明記されていること、さらに地元農業委員・推進委員からも違反事案発見調書が提出されていることから、当該申請については事前審査委員5人で合議により不許可相当とすることと決しました。

議長 次に、議席番号18番栗原健次委員より申請番号58番から59番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号58番及び59番について、申請人が同一のため、併せて事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の

現地調査を実施したところ、申請地においては農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、事務局からの説明にもありましており申請番号59番の敷地拡張地に置く車両のうち、事業拡大分36台分の根拠が明らかではありません。以上のことから、埼玉県の審査においては、事業拡大分の敷地拡張の根拠を明らかにすることを条件とし、事前審査委員5人で合議によりこの条件を付して許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号57番について事前審査委員より不許可相当と報告がありました。また、申請番号58番及び59番について、事前審査委員より、許可相当とし、条件を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号57番、次に58番、59番、その次に申請番号55番、56番と別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号57番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号57番を事前審査の報告のとおり、不許可相当として県知事に送付いたします。また、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、申請番号58番及び59番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号58番及び59番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条

件を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号55番及び56番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号55番及び56番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。
この際、暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
次に、日程3、議案第3号 農地法第3条買受適格者証明 を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第3条買受適格者証明(委員会)について証明願が1件あったので、審議を求めます。議案書の6頁をご覧ください。対象農地は、市の公売予定地です。買受適格者証明を受けた方のみが入札に参加でき、落札した場合は農地法第3条の許可申請が必要になります。このため、本案件につきましては、適格者証明の申請人が農地法第3条の許可条件を満たしているか審査するものです。申請番号2番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。公売中の農地を入札するため、買受適格者であることを証明するものです。案内図21頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地法第3条調査書3頁 買受適格証明 をご覧ください。所有農地の一部に不耕作地があることから、農地法第3条第2項1号に該当しないこととなります。

議長 次に、申請番号2番について、議席番号12番水口健二委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。申請番号2番について、石井推進委員、中田推進委員、岡田推進委員、萩原農業委員、池上農業委員、栗原農業委員と私で、令和3年10月11日に申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部に雑草が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。このことについては、事務局から代理人に指導するよう伝えました。以上のことから問題ありと意見を述べ、報告いたします。

議長	次に、議席番号18番栗原健次委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部に不耕作地があることが判明し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかった、と報告がありました。そのため、現在事務局から指導をしているところですが、いまだに改善できておりません。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により継続審議とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号 農地法第3条買受適格者証明、申請番号2番を継続審議と決しました。担当委員は継続して調査をお願いいたします。
議長	次に、日程4、議案第4号 生産緑地法従事者証明 を議題といたします。申請番号5番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案第4号 生産緑地法従事者証明について証明願が1件あったので、審議を求める。議案書の7頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願につきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程に基づき、農業の主たる従事者としての要件を満たしていることを証明するものです。はじめに、申請番号5番、第2号生産緑地地区

の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は22頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数200日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和3年9月24日にあったことにより、この度の申請に至ったものです。

議長 次に、申請番号5番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。
申請番号5番について、田口推進委員より、野村推進委員、大塚農業委員、新井農業委員の4名で、令和3年10月13日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認した、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に議席番号18番栗原健次委員より申請番号5番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、現地調査の結果、申請地も問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号5番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号 生産緑地法従事者証明、申請番号5番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、
日程5 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程6 報告第2号「農地法第4条(届出)」
 日程7 報告第3号「農地法第5条(届出)」
 日程8 報告第4号「農地法第3条買受適格者証明(取下願)」
 日程9 報告第5号「農地法第5条(届出取消願)」
 日程10 報告第6号「違反転用事案報告」
 つきましては、議案書の8頁から18頁にお示しのとおりです。
 以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
 以上をもちまして、2021年第10回総会を閉会いたします。

閉会(午前11時8分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番